

**！重要なお知らせ！**

**建設業許可証明書の  
取扱いが変わります。**

**令和2年4月1日より**

建設業許可証明書については、

**下記の場合に限り原則1部発行  
することとします。**

**現在更新許可を申請中である者**

※請求は1者につき1回限りとします

**災害による許可通知書の滅失、  
海外建設工事の受注に必要な場合等  
特段の事情がある者**

お問い合わせ

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

☎048-601-3151(代)